

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

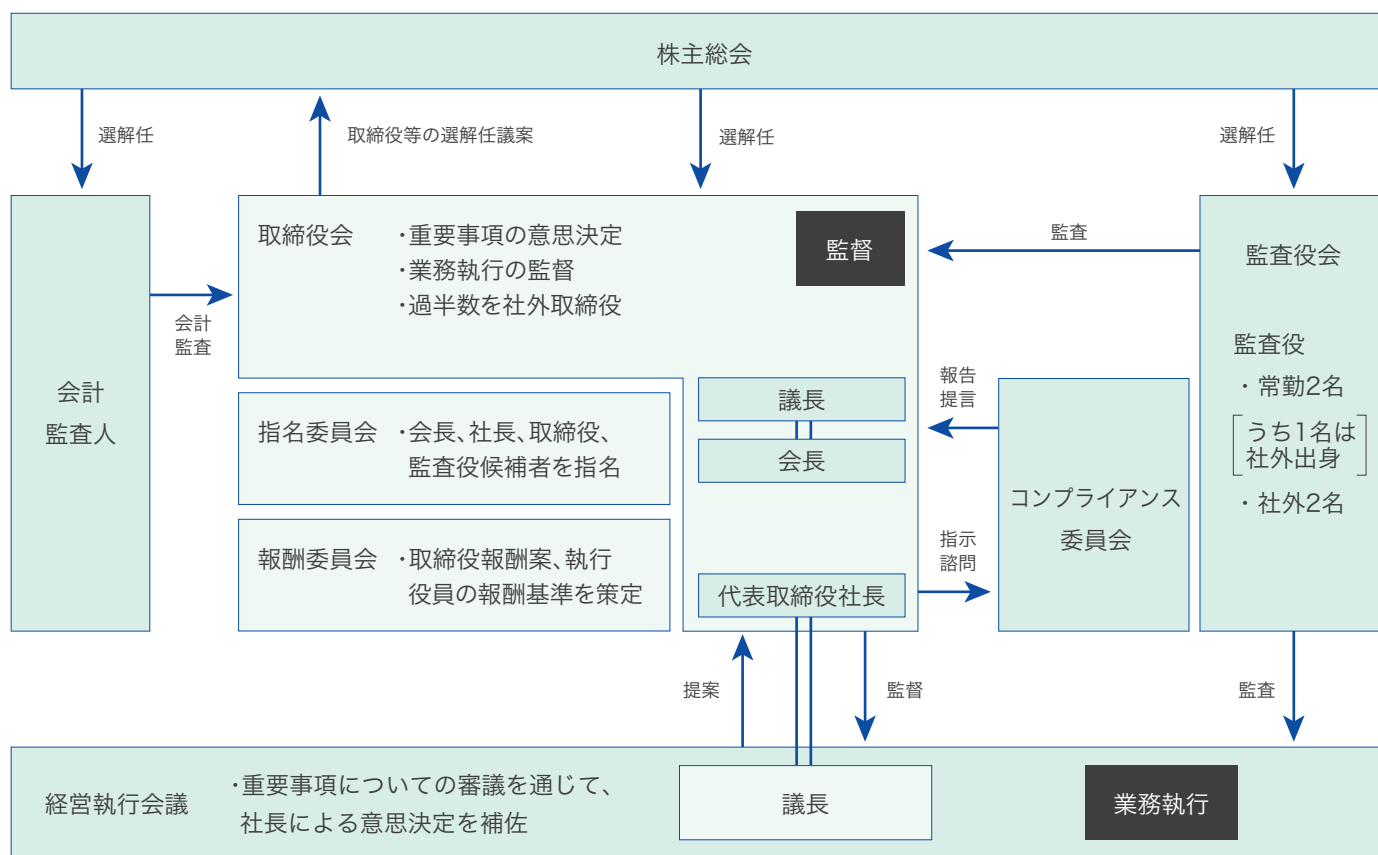
当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

取締役会は、この基本思想のもと、財務報告の適正性と信頼性ならびに業務の有効性と効率性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。

企業統治の体制

取締役会は11名の取締役で構成し、過半数の6名が社外取締役です。当社は取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営戦略等の経営上重要な事項についての迅速な意思決定と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役会の議長は社長以外の者(=会長)が務めます。取締役の任期は1年とし、成果を毎年評価することでその責任の明確化を図っています。社外取締役6名には、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知

コーポレート・ガバナンス体制図(抜粋)



識を当社の経営に生かすことを期待しています。さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離するとともに、社長の最長在任期間、役付執行役員の担当部門における最長在任期間、および上限年齢を制定することで、ガバナンスの強化を図ります。

なお、当社の取締役の定数は15名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

また、当社は、重要事項についての審議を通じて、社長による意思決定を補佐するため、経営執行会議を原則として毎月3回開催することとしています。経営執行会議は社長および各事業部門等の長ならびにチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）で構成し、会長および常勤監査役がオブザーバーとして参加します。

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち、2名は社外監査役です。なお、2名の社外監査役のうち、名古屋信夫氏は公認会計士であり、財務・会計に関し相当程度の知見を有しています。2名の常勤監査役のうち、1名は社外から招聘しています。また、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しています。監査役会は取締役会と同じく原則として毎月1回開催することとしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則年4回の意見交換を実施することとしています。さらに、会計監査人より、年度監査計画、四半期ごとの決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施することとしています。

当社は、過半数を社外取締役で構成する独立委員会（指名委員会、報酬委員会）を任意設置し、各取締役および監査役ならびに会長および社長の候補者指名ならびに取締役の報酬について取締役会に意見の陳述および助言を行います。

内部監査部門であるグループ監査室は19名の体制で、社長

が承認した年間監査計画に基づき、内部統制の整備・運用状況の評価、コンプライアンス監査およびシステム監査等を実施し、その結果を社長および取締役会に報告するとともに、監査役会に対しても報告します。

▶ 社外取締役および監査役

当社は、取締役11名のうち過半数の6名を社外取締役とすることで、客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映し、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。更に監査役4名のうち2名を社外監査役とし、経営監視の客観性と公正性を高めています。

社外取締役6名および社外監査役2名は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員です。

内部統制

健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

取締役会は、この基本思想のもと、財務報告の適正性と信頼性ならびに業務の有効性と効率性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会はオリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定します。

(2) 取締役会は、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員(CCO: チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスガイドライン」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、取締役および使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にヘルプラインを設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役会に報告する体制を構築します。

(3) 当社は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。また、CSR委員会は、法令遵守はもとより高い倫理観を醸成するために、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。

(4) 当社は、社長直轄のグループ監査室を設置し、グループ監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および社規則の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥

当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

(5) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために、グループ監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。

(6) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。

(2) 取締役および監査役は、取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

危機管理体制

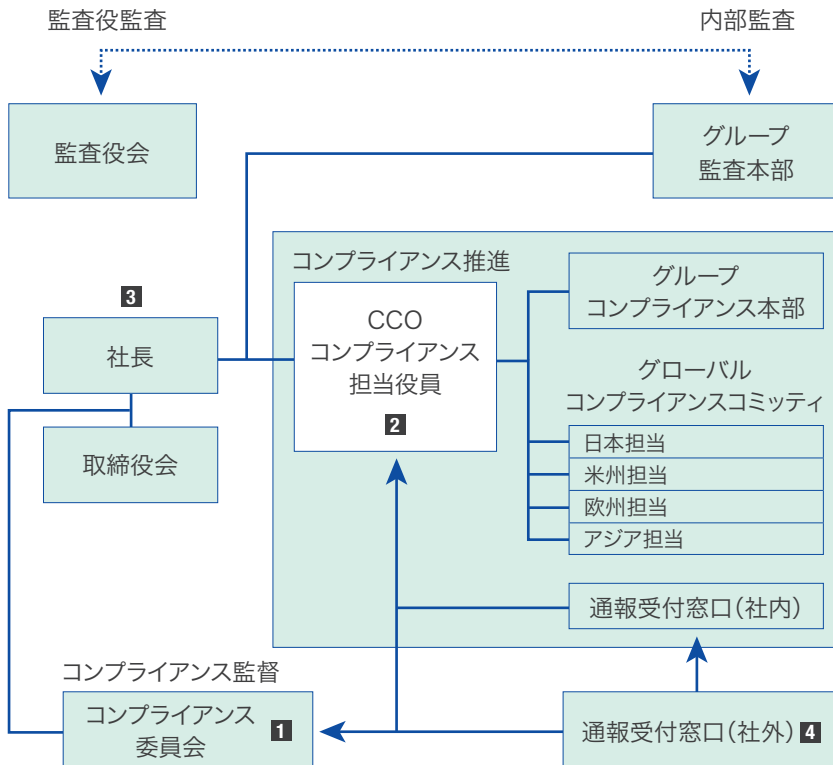
2011年より新たにCSR委員会を組織し、リスクマネジメントに関わる取り組みの強化を図っています。リスクマネジメント規程を定め、そのもとでリスクマネジメント推進委員会を設置し、各種リスクのマネジメント方針、評価検証・対応要領の基本を決定してきました。

また、危機管理室を設置し、専任のスタッフが情報収集、評価ならびに予防策の策定および実効性の確保を行うとともに、カンパニー、事業場、関係会社ごとに、リスクマネジメント体制を展開しています。さらに企業価値の維持に重大な影響を及ぼすような危機が発生した際には、情報を速やかに社長およびCSR委員会に一元化し、対応策を決定し実行することによって、事態を迅速に収束させます。また危機が発展・拡大した場合も、企業価値への影響を最小限にとどめる体制を整えています。

平成23年3月に発生した東日本大震災に関しては、事業継続活動に重点的に取り組み、早期の復旧を図ることができました。また、その経験をもとに災害対策マニュアルやBCPの見直しを進めています。

コンプライアンス体制の強化

コンプライアンスに対する意識改革・推進体制強化に向け取り組みを開始する



- 1 社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置
- 2 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の任命と推進組織を整備
- 3 経営陣によるコンプライアンスコミットメント宣言と各階層におけるコンプライアンス教育を拡充
- 4 内部通報制度を拡充
「コンプライアンスヘルプライン」を拡充(社外)

特設注意市場銘柄の指定解除に向けた取り組み

1年以内の指定解除を目標とする

2012年3月に社内プロジェクトチーム発足

全社で100人を超えるプロジェクト規模で推進

2012年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2013年 1月	2~5月	
内部体制整備期間				内部体制運用期間						審査期間		
改善施策 明確化	体制構築 規程整備			改善対策施行						内部 確認書 提出		